

福岡県公報

令和六年四月九日
第四百八十六号
増刊
①

目次

規 則 (第二十八号・第二十九号) (河川整備課) ……一

○福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (行財政支援課) ……一五

告 示 (第二二十九号・第二百三十号)

○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (漁業管理課) ……二四

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……三六

再 掲

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども福祉課) ……三六

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四三

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四三

規 則

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則を制定し、ここに公布する。
令和六年四月九日

福岡県規則第二十八号

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政

福岡県知事 服部 誠太郎

令第六十八号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)及び福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和六年福岡県条例第二十三号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書及びその添付図書)

第二条 省令第十六条第二項の計画説明書は、様式第一号の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書は、様式第二号の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書によるものとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、様式第三号の雨水浸透阻害行為変更届出書を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、様式第二号の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可(法第三十七条第一項の規定による許可を含む。以下この条

、次条及び第九条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を様式第四号の雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書により、知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、様式第五号の雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

（標識の様式）

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項の標識 様式第六号

二 法第四十一条第三項の標識 様式第七号

三 法第四十五条第一項の標識 様式第八号

四 法第五十四条第一項の標識 様式第九号

五 法第七十三条第三項の標識 様式第十号

（身分証明書の様式）

第十一条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は様式第十一号によるものとし、法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は様式第十二号によるものとする。

附 則

この規則は、令和六年五月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人の場合は、住所主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
行為区域(対策工に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該区域を含む。)内の土地利用計画	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計		
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
行為区域(対策工に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
対策工に係る雨水貯留浸透施設の計画	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計		
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
その他	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量				(m ³ /秒)			行為後の流出雨水量			(m ³ /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		

注 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者（協議者） 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水
浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 協議 許可を申請します。

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工伴の計画の変更する事項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項			
※ 受付番号		年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含ま れる地域の名称			
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対 策 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対 策 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第4号（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手(予定)年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話番号)
	現場管理者の氏 名

様式第5号（第9条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号		年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

様式第6号（第10条関係）

90センチメートル	
雨水貯留浸透施設	
福岡県	
施設の名称	70 セ ン チ メ ー ト ル
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
福岡県知事の許可を要する行為	
施設の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
<p>○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。</p>	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第7号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付
けで を命じた。

年 月 日

福岡県知事



様式第8号（第10条関係）

90 センチメートル	
保 全 調 整 池	
福 岡 県	
名称	70 セ ン チ メ ー ト ル
指定番号	
容量及び構造の概要	
福岡県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第9号（第10条関係）

90センチメートル

貯留機能保全区域
福岡県

<p>名称</p> <p>指定番号</p> <p>位置</p> <p>貯留機能保全区域の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p>	70 セ ン チ メ ー ト ル
---	---------------------------------------

○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第10号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日付
けで を命じた。

年 月 日

福岡県知事



様式第11号（第11条関係）

(表面)

	第 号
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
福岡県知事 印	

8センチメートル

6センチメートル

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

(立入検査)

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

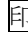
第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第12号（第11条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により測量又は調査のための土地の立ち入り等を行うことができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
福岡県知事 	

8センチメートル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第74条（略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（測量又は調査のための土地の立ち入り等）

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4（略）

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6～10（略）

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
 令和六年四月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十九号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第一条 福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第二項」に改める。

第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（附票本人確認情報の開示及び訂正）

第八条 第三条から前条までの規定は、法第三十条の四十四の十二において準用する法第三十条の三十二、法第三十条の三十三及び法第三十条の三十五の規定による自己に係る附票本人確認情報の開示及び訂正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条 第一項	法第三十条の三十二第一項	法第三十条の四十四の十二において準用する法第三十条の三十二第一項
第四条 第一項	本人確認情報開示請求書（様式第二号）	附票本人確認情報開示請求書（様式第八号）
第四条 第一項	本人確認情報開示に関する通知書（様式第三号）	附票本人確認情報開示に関する通知書（様式第九号）
第四条 第二項	法第三十条の三十三第二項	法第三十条の四十四の十二において準用する法第三十条の三十三第二項
第五条 第一項	本人確認情報開示期限延長通知書（様式第四号）	附票本人確認情報開示期限延長通知書（様式第十号）
第七条 第一項	本人確認情報確認書（様式第五号）	附票本人確認情報確認書（様式第十一号）
第七条 第一項	法第三十条の三十五の申出（以下「本人確認情報の訂正等の申出」）	法第三十条の四十四の十二において準用する法第三十条の三十五の申出（以下「附票本人確認情報の訂正等の申出」）

第七條 第二項	本人確認情報訂正等申出書（様式第六号）	附票本人確認情報訂正等申出書（様式第十二号）
第七條 第二項	本人確認情報の訂正等の申出	附票本人確認情報の訂正等の申出
第七條 第三項	法第三十条の三十五	法第三十条の四十四の十二において準用する法第三十条の三十五
	本人確認情報調査結果通知書（様式第七号）	附票本人確認情報調査結果通知書（様式第十三号）

別表中「の交付」を「又は附票本人確認情報確認書の交付」に改める。
 様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

第 号

年 月 日

福岡県知事 氏 名 印

様式第六号中「住民基本台帳法」を「住民基本台帳法」に、「替えて」を「
代えて」に、「の添付でも可」を「を添付することも可能」に改め、様式第七号の次
に次の六様式を加える。

様式第10号(第8条関係)

附票本人確認情報開示期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった附票本人確認情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44の12において準用する同法第30条の33第2項の規定により次のとおり開示の期限を延長しますので、通知します。

法第30条の44の12において準用する法第30条の33第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第30条の44の12において準用する法第30条の33第2項の延長後の開示の期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	部 課 係 電話番号 () ー
備考	

様式第11号(第8条関係)

附票本人確認情報確認書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

第 号

年 月 日

福岡県知事 氏 名 印

様式第12号(第8条関係)

附票本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住所

氏名

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44の12において準用する同法第30条の35の規定により、開示に係る附票本人確認情報の内容の訂正等について、次のとおり申し上げます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	異動年月日	
訂正等の申出の内容	住民票コード	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	異動年月日	
連絡先の電話番号	()	—

- 注 1 申出に当たっては、次のいずれかの書類の提示を求めることにより本人であることを確認します。
 個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類(事前に担当課までお問い合わせください。)
- 2 郵便等で申出を行う場合には、1の書類の写しを添付してください。
- 3 開示を受けた内容の記入に代えて、附票本人確認情報確認書の写しを添付することも可能です。

様式第13号(第8条関係)

附票本人確認情報調査結果通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで行われた附票本人確認情報の訂正等の申出について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44の12において準用する同法第30条の35の規定により次のとおり調査結果を通知します。

訂正等の申出 の 内 容	氏 名	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	異 動 年 月 日	
訂 正 の 有 無	有(年 月 日訂正実施) 無	
調 査 結 果 の 内 容 及 び 理 由		
担 当 課	部 課 係 電話番号 () —	

第二条 福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。
様式第八号から様式第十号まで、様式第十二号及び様式第十三号中「**第30条 S41S12**」を「**第30条 S44の13**」に改める。

附則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

告示

福岡県告示第二百二十九号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和五十五年一月福岡県告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成二十三年農林水産大臣告示第六百八号）」を「、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等（令和四年三月農林水産省告示第五百三十五号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等（令和四年三月農林水産省告示第五百三十六号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食

料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十九号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）」に改める。

第二条の見出し中「貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額並びに償還期間」を「貸付条件」に改める。
第五条から第七条までを次のように改める。

（貸付資格の認定申請）

第五条 貸付資格の認定を受けようとする者は、貸付資格認定申請書（様式第一号。以下「認定申請書」という。）に法第二条第二項に規定する経営等改善措置、同条第三項に規定する生活改善措置又は同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保措置に関する計画（様式第二号）（申請者が農工商等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には同法第五条第三項に規定する認定農工商等連携事業計画、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画、みどりの食料システム法第二十五条第一項に定める特例の適用を受ける場合には同法第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下同じ。）（以下「事業計画書」という。）を添え、知事に提出しなければならない。

（貸付けの申請）

第六条 貸付けを受けようとする者は、前条の規定による認定申請書（事業計画書を含む。）の提出と併せて、貸付申請書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

（貸付資格の認定等）

第七条 知事は、認定申請書又は貸付申請書の提出を受けたときは、福岡県沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見等を参酌して、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付資格の認定又は貸付けの決定を行うものとする。

2 運営協議会に関する事項は、知事が別に定める。

3 知事は、第一項の規定により貸付資格の認定又は貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定通知書（様式第四号）又は貸付決定通知書（様式第五号）を申請者に交付し、かつ、貸付決定通知書（様式第六号）によりその旨を第十二条に規定する事務委託機関に通知し、貸付資格の認定又は貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第十二条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第十六条とする。

第十一条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書（様式第十二号）を申請者に交付し、かつ、支払猶予決定通知書（様式第十三号）によりその旨を事務委託機関に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を申請者及び事務委託機関に通知するものとする。

第十一条を第十五条とする。

第十条第一項中「様式第八号」を「様式第十一号」に改め、「漁業協同組合及び事務委託機関を經由して」を削り、同条第二項を削り、同条を第十四条とする。

第九条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、「事務委託機関を經由して」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（貸付資格認定の取消し）

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（様式第九号）により借受者に通知するとともに、期限前償還等の所定の手続きを行

わなければならない。

（貸付決定の取消し）

第十二条 知事は、借受者に第四条第一項若しくは第二項に規定する借受資格がないことが判明した場合又は借受者が同条第三項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その貸付けの決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、当該借受者及び事務委託機関に対して、貸付取消通知書（様式第十号）により通知するものとする。

（期限前償還）

第十三条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

第八条中「前条第四項」を「第七条第三項」に、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、「漁業協同組合及び」を削り、同条第二項を削り、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（担保又は保証人）

第八条 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。

3 貸付けを受けようとする者が沿岸漁業従事者又は中小企業者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合には、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 貸付けを受けようとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

6 前項の担保は、資金により導入した機械及び施設を優先するものとする。

別表一 経営等改善資金の一部 操船作業省力化機器等設置資金の項から四 燃料油消費節減機器等設置資金の項までの規定中「第十四条の場合」を「第十四条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十条の場合」を「第十条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十一条の場合」にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）を「第十一条に定める特例の適用を受ける場合」にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）を「第十一条に定める特例の適用を受ける場合」に定める特例の適用を受ける場合（ ）

九年以内（据置期間一年以内を含む。）」に改め、同部五 新養殖技術導入資金の項中「第十四条の場合」を「第十四条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十条の場合」を「第十条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十一条の場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）」を「第十一条に定める特例の適用を受ける場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）」、みどりの食料システム法第二十五条に定める特例の適用を受ける場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）」に改め、同部六 資源管理型漁業推進資金の項及び七 環境対応型養殖業推進資金の項中「第十四条の場合」を「第十四条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十条の場合」を「第十条に定める特例の適用を受ける場合」に、「第十一条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」を「第十一条に定める特例の適用を受ける場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」、みどりの食料システム法第二十五条に定める特例の適用を受ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の部三 漁業経営開始資金の項中「の場合」を「に定める特例の適用を受ける場合」に改める。

別表二の三の項中「第六条の四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒

TEL

氏名又は名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

様式第二号その一中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」とし、「事業計画書(「経営等改善措置に関する計画」)に改め、様式第二号その二から様式第二号その四までの規定中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」とし、「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改め、様式第二号別紙中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、様式第二号その五及び様式第二号その六中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」とし、「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改め、様式第二号その七から様式第二号その九の四までの規定中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」とし、「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒 TEL

(ふりがな)

氏名又は名称及び代表者名

(生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 年齢 歳)

沿岸漁業改善資金貸付規程第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)を貸付け願いたく申請します。

資金種類	機 器 等 類	償 還 期 間	据 置 期 間	資 金 交 付 日 資 希 望 日	借 受 け よ う と す る 事 業 費 及 び 申 請 額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名 (年 齢)	申 請 者 と の 関 係	職 業	水 揚 高 (漁 業 外 所 得)
		(歳)			千円 ()
		(歳)			()
		(歳)			()

償 還 計 画										事 務 委 託 機 関	
1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目		
年 月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

申 請 者 の 概 要	
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	
事 業 開 始 の 時 期	
事 業 の 概 要	
資 本 金 の 額 又 は 出 資 の 総 額	
常 時 使 用 す る 従 業 者 数	
本 資 金 既 往 借 入 額	年 月 借入(資金) 千円

(注) 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする(以下同じ。)

別紙

役員名簿				
法人名				
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
注 該当する性別を丸で囲んでください 役員全員を記載してください				

様式第三号の二を削り、様式第十号中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第十三号とし、様式第九号中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第十二号とし、様式第八号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第十一号とし、様式第七号中「(第6条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第9号（第11条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

福岡県知事

㊟

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

様式第10号(第12条関係)

沿岸漁業改善資金貸付取消通知書

年 月 日

殿

福岡県知事 ㊟

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)の沿岸漁業改善資金については、下記理由により貸付けの決定を取り消したので通知します。

記

貸付決定取消理由

借受者の住所及び氏名(事務委託機関に通知する場合記載)

様式第六号中「(第8条)」を「(第6条)」に改め、同様式を様式第七号とし、様式第五号の二を削り、様式第五号中「(第7条)」を「(第5条)」に改め、同様式を様式第六号とし、様式第四号中「(第6条)」を「(第4条)」に改め、同様式を様式第五号とし、様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日

殿

福岡県知事

㊤

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格の認定申請については、これを認定します。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正後の福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、この告示の施行の日以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。

福岡県告示第二百三十号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表一「事業主体の欄中」「森林整備計画認定の」を「森林法第11条に規定する森林整備計画の」に改める。

別表二中「森林整備計画」を「森林整備計画」に改め、同表重要インフラ施設周辺森林整備の部の次に次のように加える。

<p>「森林整備計画」の施行(国土形成計画、国土形成計画に基づく国土形成計画の施行)に規定する森林整備計画(森林法第11条に規定する森林整備計画)に改め、同表重要インフラ施設周辺森林整備の部の次に次のように加える。</p>	<p>「森林整備計画」の施行(国土形成計画、国土形成計画に基づく国土形成計画の施行)に規定する森林整備計画(森林法第11条に規定する森林整備計画)に改め、同表重要インフラ施設周辺森林整備の部の次に次のように加える。</p>
---	---

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和六年度分の補助金から適用する。

再掲

福岡県公告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十七号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の十の次に次の二条を加える。

(親子再統合支援事業等の開始等届出)

第二十九条の十一 法第三十四条の七の二第二項の規定による知事への届出は、親子再統合支援事業等開始届出書(様式第三十四号の八)によるものとする。

2 法第三十四条の七の二第三項の規定による知事への届出は、親子再統合支援事業等変更届出書(様式第三十四号の九)によるものとする。

3 法第三十四条の七の二第四項の規定による知事への届出は、親子再統合支援事業等廃止(休止)届出書(様式第三十四号の十)によるものとする。

(妊産婦等生活援助事業の開始等届出)

第二十九条の十二 法第三十四条の七の五第二項の規定による知事への届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書(様式第三十四号の十一)によるものとする。

2 法第三十四条の七の五第三項の規定による知事への届出は、妊産婦等生活援助事業変更届出書(様式第三十四号の十二)によるものとする。

3 法第三十四条の七の五第四項の規定による知事への届出は、妊産婦等生活援助事業廃止(休止)届出書(様式第三十四号の十三)によるものとする。

第三十八条第八号を次のように改める。

八 削除

様式第三十四号の七の次に次の六様式を加える。

様式第34号の8(第29条の11関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住 所
(事務所の所在地)
氏 名
(名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等開始届出書

親子再統合支援事業

下記のとおり、社会的養護自立支援拠点事業 を開始しますので、児童福祉法第34条
意見表明等支援事業
の7の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他参考資料

様式第34号の9(第29条の11関係)

親子再統合支援事業等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住所
(事務所の所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業

次のとおり 社会的養護自立支援拠点事業 の内容に変更が生じたので、児童福
意見表明等支援事業

祉法第34条の7の2第3項の規定により届け出ます。

事業の種類	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更後の内容	
変更前の内容	
変更理由	

(注)変更届は変更の日から1か月以内に届け出ること。

様式第34号の10(第29条の11関係)

親子再統合支援事業等廃止（休止）届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住所
(事務所の所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)
(記名押印又は署名)

親子再統合支援事業

次のとおり 社会的養護自立支援拠点事業 を廃止（休止）しますので、児童福祉法
意見表明等支援事業

第34条の7の2第4項の規定により届け出ます。

事業の種類	
廃止（休止）予定年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止の場合は休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第34号の11(第29条の12関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住 所
(事務所の所在地)
氏 名
(名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業開始届出書

下記のとおり、妊産婦等生活援助事業を開始しますので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他参考資料

様式第34号の12(第29条の12関係)

妊産婦等生活援助事業変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住所
(事務所の所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業の内容に変更が生じたので、児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により届け出ます。

事業の種類	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更後の内容	
変更前の内容	
変更理由	

(注) 変更届は変更の日から1か月以内に届け出ること。

様式第34号の13(第29条の12関係)

妊産婦等生活援助事業廃止(休止)届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業経営者
住所
(事務所の所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)
(記名押印又は署名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止(休止)しますので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により届け出ます。

事業の種類	
廃止(休止)予定年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止の場合は休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第四十二号を次のように改める。
様式第42号 削除

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三を次のように改める。

（地域手当の支給地域及び支給割合）

第十一条の三 県職員給与条例第十三条の二第三項、警察職員給与条例第十二条の二第

三項及び学校職員給与条例第十三条の二第三項の支給地域は、次の各号に掲げる地域とし、これらの規定の支給割合は、当該各号に掲げる地域の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

- 一 東京都府中市 百分の十五
- 二 神奈川県横浜市 百分の十六

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に係る災害応急作業手当の特例）

3 職員が、令和六年能登半島地震に係る災害に対処するため、当該災害の生じた地域で任命権者が定める地域に派遣され、現地での業務に従事した場合には、条例第十九条第一項に規定する人事委員会規則で定める特に危険な作業は、第十条第二項の規定にかかわらず、当該地域において行う現場作業その他これに準ずる作業であつて任命権者が定めるものとし、条例第十九条第二項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、七百三十円（作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合にあつては、千九十五円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和六年一月十五日から適用する。